

旭川市水道局発注工事に係る特記事項

1 水道施設工事について

旭川市内に建設業許可の主たる営業所を置く水道施設工事に申請する事業者で「配水管技能者等」を有する場合は、北海道市町村入札参加資格共同審査の手引きに従い、旭川市様式3「配水管技能者等名簿」を添付すること。

2 「下水道更新工事」又は「下水道管更生を含む下水道補修工事」について

次に該当する事業者で「下水道更新工事」又は「下水道管更生を含む下水道補修工事」の入札に参加を希望する場合は、北海道市町村入札参加資格共同審査の手引きに従い、旭川市様式4「下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書」を添付すること。

・「1 1 市内」、「2 2 市外」又は「3 2 市外」（「2 2 市外」及び「3 2 市外」にあつては旭川市内の営業所が土木一式工事の建設業許可を有していない者を除く。）の事業者で土木一式工事に申請する事業者

・本店所在地が鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町若しくは美瑛町の事業者で土木一式工事に申請する事業者

3 1の配水管技能者等の資格がない、又は2の入札参加資格要件を満たしていないと認められた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知する。

4 1, 2に係る変更申請について

1, 2の書類について内容を変更する場合は、変更後の資格要件を証明する書類について、旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係まで提出すること。